

（ 令 1 . 8 . 2 7  
総 2 4 - 5 ）

# 参 考 資 料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

令和元年8月27日（火）

納税環境整備に関する専門家会合

座長 岡村 忠生

# 目 次

○ 今後の納税環境整備の方向性について	3
・経済社会の変化と今後の納税環境整備の方向性(案)③	4
○ 税務関係手続の電子化(令和元年8月21日専門家会合 財務省・国税庁・総務省資料抜粋)	7
・「税務行政の将来像」	8
・スマート税務行政の実現に向けて	9
・税務手続の電子化に係る今後の取組・課題等(国税庁資料)	10
・電子帳簿等とスキャナ保存	16
・国税関係書類に係るスキャナ保存制度等の改正の概要	17
・タイムスタンプの機能	18
・電子帳簿等保存制度の利用状況	19
・マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針(概要)	20
・納付手段別納付割合の推移等	21
・金融機関・税務署での窓口納付の概況	22
・地方税における納税環境整備の取組状況	23
・税務手続の電子化に係る今後の取組・課題等(総務省資料)	24
○ 経済取引の国際化・多様化を踏まえた適正・公平な課税の実現(令和元年8月21日専門家会合 財務省・国税庁資料抜粋)	27
・税務を取り巻く環境の変化(国際的な課税逃れ)	28
・国際的な課税逃れへの主な対応(法定調書制度)	29
・国際的な課税逃れへの主な対応(税務当局間の情報交換)	30
・情報照会手続の整備(令和元年度(平成31年度)改正)	31
・情報収集の拡大	32
・諸外国における国外所在情報を収集する制度について	33
・ドイツにおける国外取引に係る事実関係の証明義務<ドイツ租税通則法(AO)90条2項>	34

# 今後の納税環境整備の方向性について

## 具体的な検討課題の例(※)

※これまでの審議で取り上げられた課題のうち主なもの

### ○マイナポータルを活用した簡便かつ正確な電子申告の実現

「経済社会のICT化等に伴う納税環境整備のあり方について(意見の整理)」(平成30年11月7日 納税環境整備に関する専門家会合)(抜粋)

#### 3 自主的な適正申告の実現に向けた更なる方策

##### (1)基本的な視点・考え方

そうした分野(注:仮想通貨取引やシェアリングエコノミーなどの新たな経済取引)における適正課税を実現するためには、まず、納税者が自主的かつ適正な申告を行うことのできるよう、必要な情報の提供を行ったり、各種の情報を一元的に集約し、より簡便に電子申告が行えるよう、マイナポータルを活用したシステムの整備を進めたりするなど、官民が協働して環境の整備に取り組んでいく必要がある。

### ○携帯電話端末(スマートフォン)等からの電子申告の実現

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

今般、国税当局から、平成31年1月に特にニーズの強い基本的な申告の類型について、携帯電話端末(スマートフォン)やタブレット型端末からの所得税の電子申告を可能とし、その後も対象範囲を段階的に拡大するという方針が示された。スマートフォン等が様々な手続・決済の標準的な手段となりつつある中、税務手続における対応も着実に進め、納税者の利便性を高めることが重要である。

### ○電子申告の普及促進

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

個人のe-Tax 利用について、現在はID・パスワード及びマイナンバーカードを用いて本人認証を行っているが、利便性の向上を求める声強い。国税当局では平成31年1月に個人に係る認証手続の簡便化を予定しており、これにより一定程度利便性が高まると考えられるが、その後も、技術の進展等により税務手続を取り巻く環境が変化する中で、情報セキュリティに係る政府全体の方針も踏まえつつ、納税者利便の向上の観点から不断に検討を行うべきである。

今後は、ICTで作成・管理されたデータがデータのまま円滑に提出できる環境を整備し、e-Tax の利便性を高めてその利用を一層促進することにより、法人の基本的な手続は原則としてe-Tax で行われるという姿(法人税等の電子申告利用率100%)の実現を目指すべきである。

このため、法人側のニーズを踏まえ、e-Taxシステム自体の機能改善、提出書類の見直し、認証手続(電子署名)の簡便化等を行うほか、法人がICTで作成・管理するデータが円滑にe-Taxで提出できるよう、情報セキュリティ等にも配慮しつつe-Taxに提出可能なファイル形式の多様化等も検討すべきと考えられる。

※これまでの審議で取り上げられた課題のうち主なもの

## ○電子帳簿等保存制度の利用促進

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

当該制度(注:電子帳簿等保存制度)創設から約20年が経過し、近年は金融に係るICTの活用(FinTech)も進展するなど、経済社会のICT環境は大きく変化している。この間、電子帳簿等保存制度の利用件数は堅調に増加してきたが、伸びしろは依然大きい。こうした中、社会のデータ活用の促進や納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、当該制度の利用促進のための方策について検討を行うべきである。ただしその際、適正課税の観点から、帳簿書類の正確性を担保する仕組みにも配慮が必要である。

## ○納付のキャッシュレス化推進

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

国税・地方税の納付については、現金納付が依然多い状況にある。現金納付の場合、納税者には金融機関や税務当局の窓口へ赴き納付を行う手間がかかるほか、現金管理等の行政コストも生じることとなる。

クレジットカードや電子マネーなど、現金以外の手段による決済が徐々に増加する中、後述する地方税の電子納税のインフラ整備とあわせ、国税の納付も利便性向上やその方法の多様化を図り、より一層、現金以外の手段で納税が行われるよう取り組んでいくことが重要である。

## ○経済社会の多様化・国際化を踏まえた所得把握のあり方

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

デジタルエコミーにおける取引を通じて稼得する者の所得の適切な把握については、我が国においては未だ黎明期にあるデジタルエコミーの普及拡大の重要性に留意しつつ、関係者の事務負担、税制以外の制度の整備状況を踏まえ、諸外国の制度も参考に具体的な方策に関する検討を進める必要がある。

## 具体的な検討課題の例(※)(続き)

※これまでの審議で取り上げられた課題のうち主なもの

### ○ 多国籍企業の活動に係る実態等の的確な把握

「BEPSプロジェクトの勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理」(平成28年11月14日)(抜粋)

今後日本の国際課税制度の改革を進めていく上では、その取りまとめに当たり日本が主導的役割を果たしてきた「BEPSプロジェクト」の最終報告書で示された内容を、十分に踏まえていく必要がある。(中略)さらに、「外国子会社配当益金不算入制度」導入等の過去の制度改革の趣旨、及び現在の法人税体系を踏まえた、総合的視点をもって議論を進めていくことも必要である。また、多国籍企業の活動に係る実態を把握するべくデータ収集や分析に精力的に取り組むことが必要である。

制度改正に加えて、執行面の対応も重要である。具体的には、経済取引の国際化等に伴う調査事務の複雑化・困難化や申告件数の増加等に対応できるよう、今後、国際課税を中心に税務当局職員の増員やスキルアップを含めた執行体制やモニタリング機能の増強が必要である。

### ○ タックス・プランニングの義務的開示制度(MDR)の検討とその周辺環境整備

「BEPSプロジェクトの勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理」(平成28年11月14日)(抜粋)

義務的開示制度は、税務当局がタックス・プランニング・スキームによる潜在的な税務リスクを迅速に特定し、対応するために、その開発・販売者(及び必要な範囲で納税者)に一定の情報の税務当局への報告を義務付ける制度である。「BEPSプロジェクト」では、既に同趣旨の制度を導入している米国、英国、カナダ、アイルランド、南アフリカ、ポルトガル、イスラエル、韓国の経験を踏まえつつ、行き過ぎた濫用的なタックス・プランニング・スキームの開発・利用を抑止するとともに、当局による適時の政策的対応を可能とするといった目的・効果を持つ「ベスト・プラクティス」として、制度導入の検討が勧告された。

今後、本制度の日本での導入を検討するに当たっては、特に以下の点に留意すべきである。まず、開示対象取引の基準設定に当たっては、制度目的を効果的に達成しつつ、過剰な事務負担等をプロモーター及び納税者に与えないよう、何らかの客観的な基準を用いて開示対象となるスキームを特定することが必要である。また、既存の情報開示制度等\*との役割分担を最適化するとともに、開示の対象範囲や罰則等について、他国の制度から大きく乖離しないようにすることも重要である。なお、本件は現状日本に存在しない新たな制度であることから、制度を導入する場合には、執行状況やその効果を適切に把握し制度のさらなる改善に活かしていくことが必要である。

\* OECDの「BEPS最終報告書」(平成27年10月5日)では、MDRと相互補完関係にある他の情報開示制度等として、以下を例示している。

- ① **ルーリング**: 納税者が自主的に特定の取引等を税務当局に開示し、税務当局がその税法上の取扱いについて見解を示すもの
- ② **調査及びアンケート**: リスク評価を行う目的で、納税者の特定のグループから情報を収集するもの
- ③ **自発的開示**: 納税者が自主的に特定の取引等を税務当局に開示した場合に、租税回避や脱税に対して課されるペナルティを軽減するもの
- ④ **協力的コンプライアンス・プログラム**: プログラムに参加する納税者が、重要な税務上の問題と取引について、その取引と税務上の影響について理解するに十分な情報を税務当局に提出するもの

# 税務関係手続の電子化

(令和元年8月21日専門家会合 財務省・国税庁・総務省資料抜粋)



# 「税務行政の将来像」

～ スマート化を目指して ～

## 環境の変化

ICT・AIの進展

マイナンバー制度の導入

経済取引のグローバル化

定員の減少と申告の増加

調査・徴収の複雑・困難化

## 検討の目的

納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要。

## 将来像

### スマート税務行政

(ICTの活用による納税者の利便性の向上と事務運営の最適化を通じ、納税者の信頼を確保)



ICT社会への  
的確な対応

税務手続の  
抜本的な  
デジタル化

税務署に  
出向かず簡便  
に手続が完了



納税者の利便性の向上  
(スムーズ・スピーディ)



カスタマイズ型の情報配信

税務相談の自動化

申告・納付のデジタル化の推進

課税・徴収の効率化・高度化  
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

軽微な誤りのオフサイト処理

調査・徴収でのAI活用



重点課題への  
的確な取組

国際的租税回避  
への対応

富裕層に対する  
適正課税の確保

大口・悪質事案  
への対応

情報システムの高度化

内部事務の集中処理

地方公共団体等との連携・協調

※ この将来像は、情報システムの高度化、外部機関の協力を前提として、現時点で考えられるおおむね10年後のイメージを示したものである。その実現に向けては、e-Taxの使い勝手の改善等を通じた申告・納付のデジタル化の推進により、納税者の利便性の向上とともにデータ基盤の充実を図り、AI技術等を取り入れながら、段階的に取り組んでいく。また、情報システムのユーザーとなる納税者のニーズを重視した検討を行っていく。



# スマート税務行政の実現に向けて

令和元年6月

「税務行政の将来像（平成29年6月）」の公表から令和元年6月までに実現又は具体化した取組及び今後の課題を整理し、引き続き、計画的かつ着実に取り組むことにより、スマート税務行政の実現を図る。

## 納税者の利便性の向上

### 税務手続のデジタル化

- e-Taxの推進
  - ・ 更なるe-Taxの使い勝手の向上
  - ・ マイナポータルを活用した確定申告手続の電子化
- 年末調整手続の電子化

### 税務相談の効率化・高度化

- ICTを活用した電話相談・自己解決ブースの窓口への設置
- チャットボットの導入
- 国税庁ホームページの掲載情報の充実

### 税務署窓口のスマート化

- 納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進
- 納税証明書の発行の電子化・簡便化
- ICTを活用した電話相談・自己解決ブースの窓口への設置（再掲）

## 課税・徴収の効率化・高度化

### 調査等の高度化

- 情報収集の拡大
  - ・ C R S情報の積極的な活用、情報照会手続を活用した的確な情報収集 など
- 情報分析の高度化
  - ・ 機械学習技術による選定の高度化の検討、大量データのマッチング分析 など
- 複雑困難事案への対応
  - ・ 国際的租税回避への対応
  - ・ 富裕層に対する適正課税の確保
  - ・ 消費税の適正課税の確保
  - ・ 大口・悪質事案への対応
  - ・ 新しい経済取引への対応

### 徴収の効率化・高度化

## インフラ整備と業務改革

情報システムの高度化（業務フロー見直しと一体的に実施）

内部事務の集約処理

外部機関との連携強化  
（地方公共団体等、税理士会・  
関係民間団体、外国税務当局）

## 税務手続の電子化に係る今後の取組・課題等（主なもの）

### 1. 税務手続のデジタル化（個人）

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
スマートフォン・タブレットによる電子申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォンなどに最適化したデザインの画面（スマホ専用画面）を導入。対象は、年末調整済みの給与所得者で、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除に係る還付申告をされる方【平成31年1月～】</li> <li>・スマートフォンで作成した申告書は、税務署員との対面により本人確認を行った上で交付されたID・パスワードによるe-Tax送信が可能【平成31年1月～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマホ専用画面の利用可能対象者を、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得のある方などにも拡大（所得控除には、基本的にすべて対応）【令和2年1月～】</li> <li>・マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォン（Androidのみ）を利用し、マイナンバーカードの電子証明書を用いたe-Tax送信を可能とする。【令和2年1月～】 （注）iPhoneについては、早期対応に向け関係機関と協議中</li> <li>・源泉徴収票の電子交付を促進しつつ、書面で交付されたものへの対応として、更なる利便性向上のため、「源泉徴収票等をスマホのカメラで撮影し、確定申告書等作成コーナーに自動入力できる機能」の開発について、技術的な課題も含めて検討【令和4年1月～（予定）】</li> </ul>

※ 本資料に掲載の各施策の内容や実施時期は、検討中のものや制度改正・予算措置が必要なものも含まれているため、今後変更する可能性がある。

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
<p>年末調整手続の簡便化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員は、保険会社等から保険料控除証明書等を書面で受領し、保険料控除申告書等（書面）を作成</li>   <li>・勤務先は、従業員から提出された控除申告書等（書面）の検算・保管に事務負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員は、保険会社等から電子的に交付された保険料控除証明書等を、勤務先に対して電子提出が可能（平成30年度改正）【令和2年10月～】</li>   <li>・勤務先は、検算・保管の事務負担が軽減</li>   <li>・電子的に交付された控除証明書等を利用し、簡便・正確に控除申告書（データ）を作成するため、従業員向けに「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」を提供予定【令和2年10月～】</li>   <li>・控除証明書等情報を年末調整で利用できるよう、控除関係機関（保険会社等）が当該情報をマイナポータルに通知する。 【順次実施（控除関係機関(保険会社等)との協議必要)】</li> </ul>

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
<p>マイナポータルを活用した確定申告の簡便化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納税者は、控除関係書類を書面で收受し、確定申告書を作成</li> <li>・ 一定の控除関係書類（医療費通知、生命保険料控除証明書等）のデータについて、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で取り込む（申告書に自動入力する）ことが可能 【平成 30 年 1 月～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定口座年間取引報告書についても、「確定申告書等作成コーナー」で取り込む（申告書に自動入力する）ことを可能とする。【令和 2 年 1 月～】</li> <li>・ 「確定申告書等作成コーナー」とマイナポータルを連携（控除関係書類のデータをマイナポータル経由で一括入手し、そのデータを確定申告書に自動入力する機能を開発予定）【令和 3 年 1 月～】</li> </ul> <p>※ 控除関係書類データが発行者（医療保険者等）から納税者に対して電子的に交付されることが前提 ⇒ 控除関係書類データの電子交付の普及促進が必要</p> <p>※ 控除関係書類データの電子交付は、各発行者のホームページにログインしてダウンロードする形式や、電子メールの送受信により行われている。 ⇒ それらのデータをマイナポータルに集約した上、「確定申告書等作成コーナー」と連携（自動入力）する仕組みが必要併せて、収入関係のデータについても同様の仕組みの検討が必要</p>

## 2. 税務手続のデジタル化（法人）

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
申告データの円滑な電子提出のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の電子申告の際の認証手続の簡便化【平成 30 年 4 月～】</li> <li>・ イメージデータで送信された添付書類の紙原本の保存不要化【平成 30 年 4 月～】</li> <li>・ 法人税申告書別表（明細記載を要する部分）のデータ形式の柔軟化【令和元年 5 月～】</li> <li>・ e-Tax の送信容量の拡大【平成 31 年 1 月～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務諸表についても、データ処理の円滑化の観点からデータ形式を柔軟化【令和 2 年 4 月～】</li> <li>・ 添付書類の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）【令和 2 年 4 月～】</li> <li>・ 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化【令和 2 年 4 月～】</li> <li>・ 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除【令和 2 年 3 月～】</li> </ul>
企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化	<p>＜法人設立オンライン・ワンストップ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人設立にあたり、国税・地方税・社会保険等の各手続を個別に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記後の手続のオンライン・ワンストップ化を実現【令和元年度中】</li> <li>・ 登記手続も含め、全手続のオンラインワンストップ化を実現【令和 2 年度中】</li> </ul>

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
<p>企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化 (つづき)</p>	<p>＜企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ＞ ・税、年金等の手続を個別に実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロードマップ（※）を踏まえ、国税については、青色事業専従者給与に関する届出書等の9手続についてワンストップ化を実現する。【令和2年11月～】</li> <li>・「最終整理」（※）においては、クラウドを活用したワンズオンリー化や、BPRを含めた企業保有情報の新しい提出方法（例えば、クラウドに保管されている情報を各行政機関がデータ参照する仕組み）に係るシステム構築計画を推進することを検討することとされており、これらの仕組みが構築されることを前提に税務手続についても活用を検討。【令和3年度後半以降～】</li> </ul> <p>（※）「最終整理」とは、「企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の最終整理（2019年（平成31年）4月18日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」をいい、「ロードマップ」とは、当該「最終整理」の別添資料をいう。</p>

### 3. 税務相談の効率化・高度化、税務署窓口のスマート化

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
チャットボットの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な税務相談（一般相談）については、電話相談センターで集中的に対応しているほか、国税庁HPのタックスアンサー等から情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国税庁HPへチャットボットを試験導入し、給与所得者及び年金受給者の確定申告に係る簡易な質問への対応や、税務署の所在地などの案内に対応【令和元年度中】</li> <li>相談事例の蓄積・学習を繰り返しながら、順次対応範囲を拡大【令和2年度中】</li> </ul>
納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダイレクト納付における複数金融機関の口座登録を可能化【平成30年1月～】</li> <li>QRコードを利用したコンビニ納付の導入【平成31年1月～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャッシュレス納付の推進（窓口納付の縮減）に向け、①積極的な利用勧奨・広報周知、②既存納付手段の改善（ダイレクト納付及び振替納税の届出の電子化等）、③情報技術の今後の動向を見据えた新たな納付手段の提供（多様化）に取り組む。【順次実施（詳細は別添）】</li> </ul> <p>（参考）「未来投資戦略2018」において、「キャッシュレス決済比率について、平成39年（注：令和9年）までに4割程度とすることを目指しつつ、さらに将来的には世界的にも遜色のない比率とする」とされていることを踏まえ、令和7（2025）年までにキャッシュレス納付比率4割程度を目指す。</p>



# 電子帳簿等とスキャナ保存

○ 「電子帳簿等保存制度」「スキャナ保存制度」は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けている。

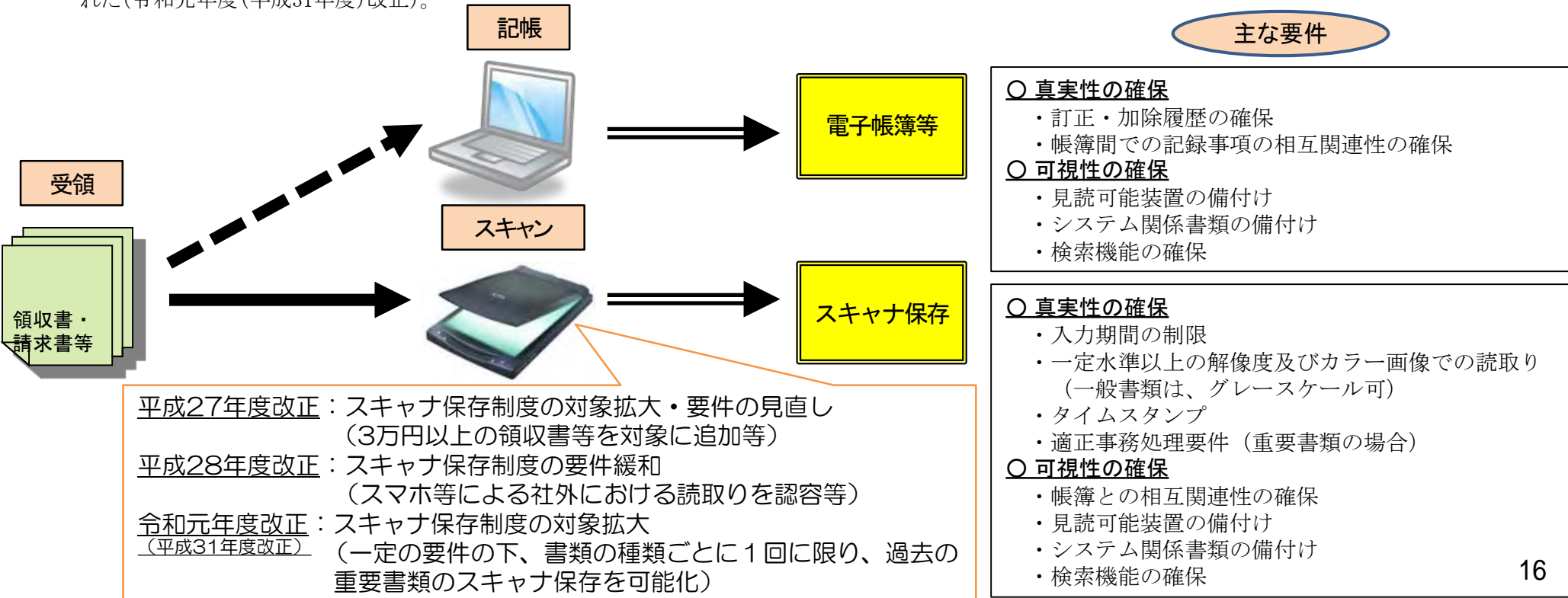
## ・電子帳簿等保存制度

帳簿(仕訳帳等)及び国税関係書類(決算関係書類等)のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、税務署長の承認(※)を受ければ、一定の要件の下で、電磁的記録等による保存等が可能(平成10年度税制改正で創設)。

## ・スキャナ保存制度

決算関係書類を除く国税関係書類(取引の相手方から受領した領収書・請求書等)については、税務署長の承認(※)を受ければ、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該書類の保存に代えることが可能(平成17年度税制改正で創設)。

(※)申請手続の簡素化(認証を受けたソフトウェア利用者の承認申請書の記載省略等)、柔軟化(新規に業務を開始した個人開業者の申請期限の特例を創設)が行われた(令和元年度(平成31年度)改正)。



平成27年度改正：スキャナ保存制度の対象拡大・要件の見直し(3万円以上の領収書等を対象に追加等)  
平成28年度改正：スキャナ保存制度の要件緩和(スマホ等による社外における読取りを認容等)  
令和元年度改正：スキャナ保存制度の対象拡大(平成31年度改正)(一定の要件の下、書類の種類ごとに1回に限り、過去の重要書類のスキャナ保存を可能化)

## 国税関係書類に係るスキャナ保存制度等の改正の概要

### スキャナ保存制度の導入(平成17年度)

- 税務署長の承認を受けた者は、国税関係書類について、一定の要件に従い、スキャナにより記録された電磁的記録を保存することをもって、当該国税関係書類の保存に代えることができることとされた。

### 平成27年度改正の概要

- 対象書類に係る見直し  
(スキャナ保存の対象を「3万円以上の契約書及び領収書」に拡大、適正事務処理要件の整備など)
- 電子署名要件に係る見直し  
(スキャナで読み取る際に必要な入力者等の電子署名を不要とし、タイムスタンプのみとする。)
- その他、重要書類のスキャナによる入力期間の制限の緩和や、一般書類のカラー画像での保存要件等についての見直し

### 平成28年度改正の概要

- スマートフォン等により領収書等を記録する場合の手続を追加するなどの見直し

### 令和元年度(平成31年度)改正の概要

- 申請手続の簡素化  
(一定の公益社団法人が認証したソフトウェアを使用する場合には、承認申請手続を簡素化)
- 申請期限の緩和  
(新規に業務を開始した個人の承認申請期限について、新設法人の特例と同様に、特例(業務開始以後2月内)を整備)
- 対象書類に係る見直し  
(過去分の領収書等について、税務署長への届出など一定の要件の下、書類の種類ごと1回に限り、スキャナ保存を可能とする。)

(注)上記の改正は、令和元年9月30日から施行。

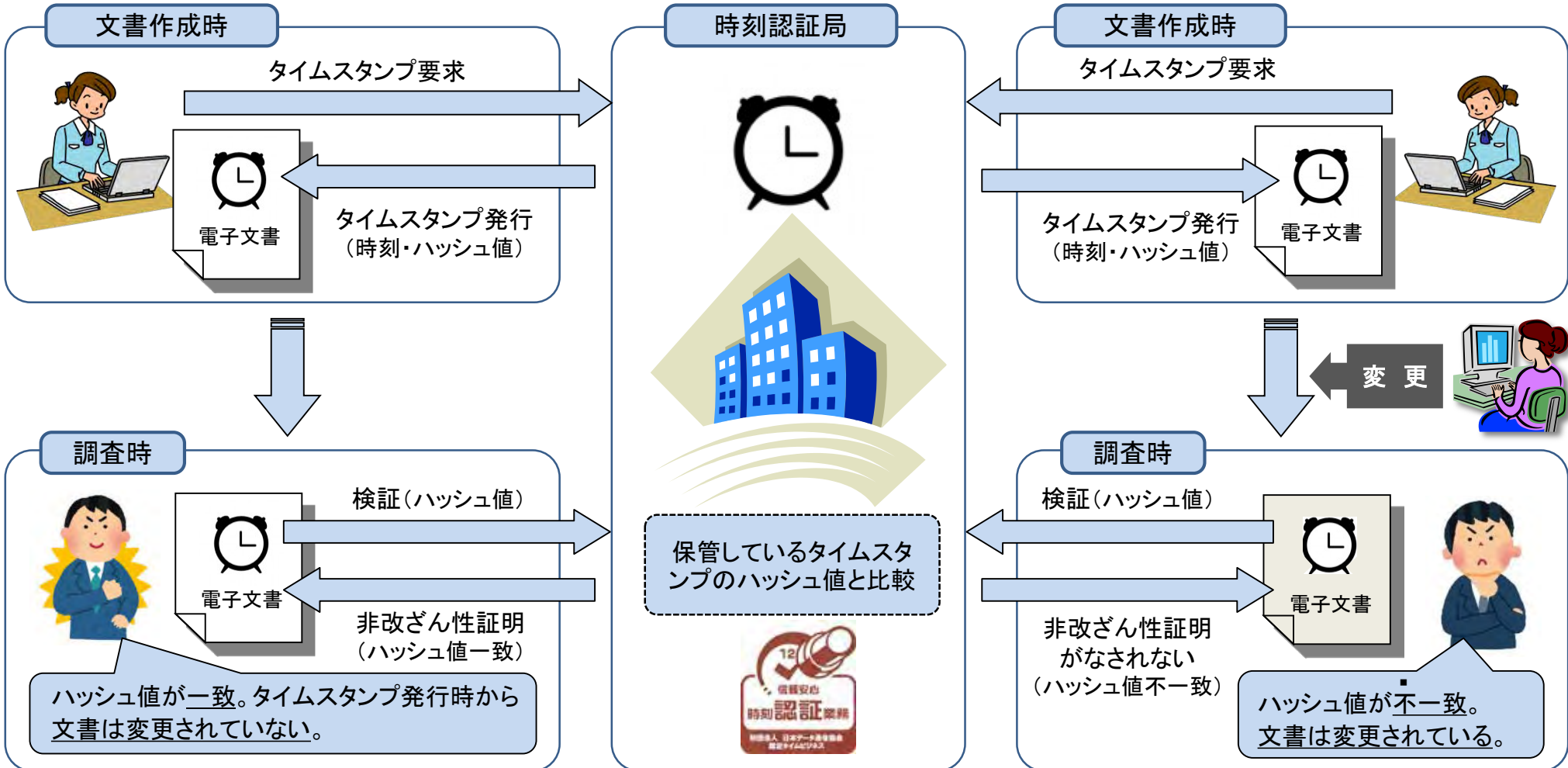
# タイムスタンプの機能

「タイムスタンプ」は、時刻認証局が発行する電子的な証明書で、電子データに係る下記の事項を第三者として証明。

- ① 存在時刻：そのデータがある時刻に存在していたこと
- ② 非改ざん性：存在時刻から現在まで内容が変更されていないこと

《電子データに変更がない場合》

《電子データに変更がある場合》



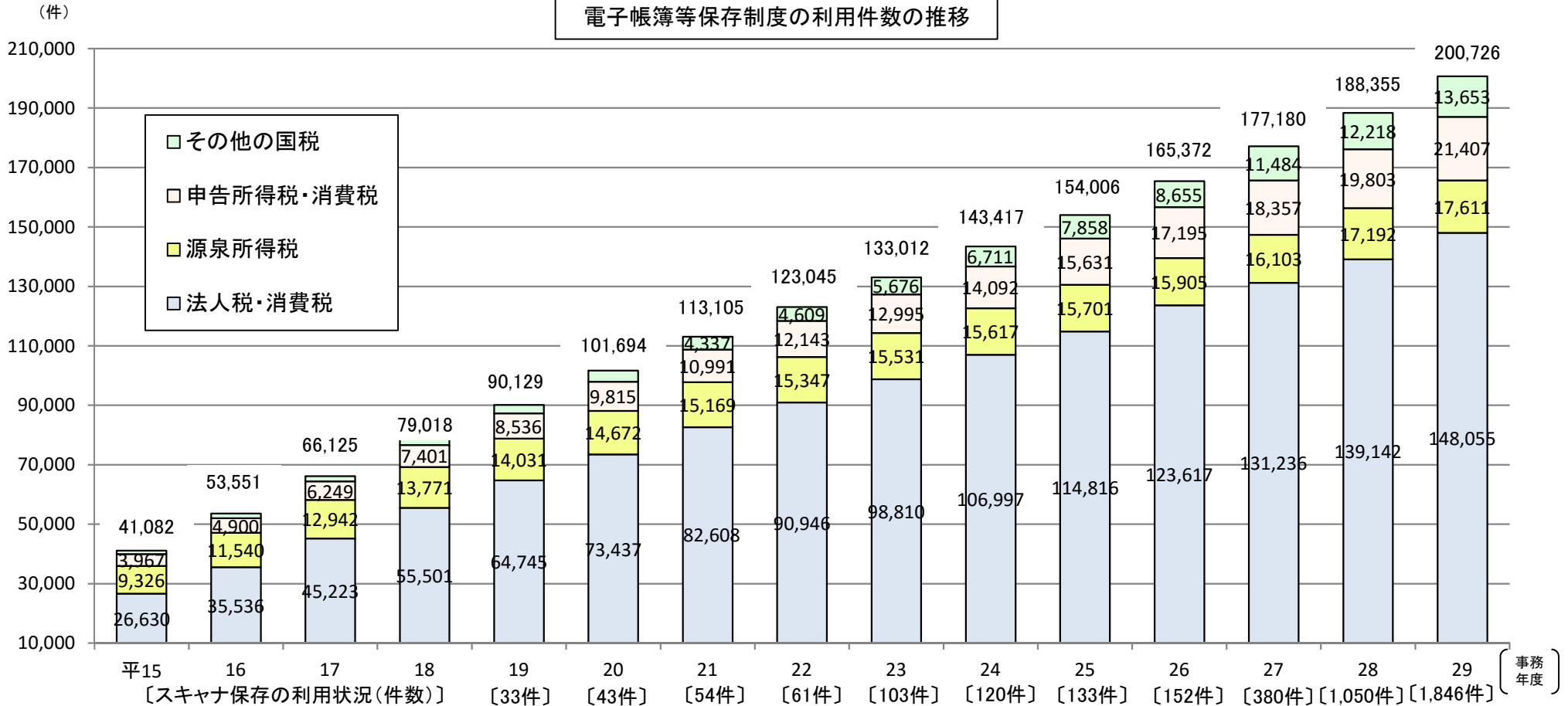
(参考)「ハッシュ値」とは、元になるデータから一定の計算手順により求められた、規則性のない値。元のデータが少しでも異なれば、ハッシュ値も全く異なるものとなる。

## 電子帳簿等保存制度の利用状況

平成29年10月16日  
政府税制調査会資料  
(一部計数を更新)

- 電子帳簿等保存制度の利用件数は堅調に増加しているが、伸びしろは依然大きい。
- 電子帳簿等保存制度の創設から約20年が経過し、経済社会のICT環境が大きく変化する中、引き続き適正・公平な課税を確保しつつ、社会におけるデータ活用及び納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、制度の利用促進のための方策について検討を行うことが考えられるのではないか。

電子帳簿等保存制度の利用件数の推移



(備考) 国税庁報道発表資料及び統計年報による。

(注1) 「その他の国税」は、間接諸税及び酒税である。

(注2) 事務年度は7月1日から翌年6月30日までである。

(注3) 利用件数は、各事務年度末の累計承認件数である。

## I 基本的考え方

- 国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る。
- 社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

## II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

### 1. 自治体プレミアムポイントの活用

- (1) 制度設計等（基本的な制度設計について、検討を加速し、結論を得次第、順次広報を実施。）
- (2) 環境整備（本年末までに、協議会への全地方公共団体の参加勧奨。マイキーID設定の簡素化、ID設定の支援、広報）

### 2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- (1) 医療の質と利便性の向上等（確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約、顔認証の活用 等）
- (2) マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備（マイナンバーカードの健康保険証利用を令和3年3月から本格運用。令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、具体的な工程表について、本年8月を目途に公表。令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策についても、本年8月を目途に公表。国家公務員及び地方公務員等については、本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進。）
- (3) 企業の総務事務の効率化の促進等（社員証、社員の健康管理、社会保険・税手続きのワンストップ化 等）

### 3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- (1) 全市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等（安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、具体的な工程表を8月を目途に公表。市区町村に対し必要な財政支援を実施。）
- (2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ（全企業において必要な手続きが円滑に進むよう、フォローアップを実施。）
- (3) マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等（企業等への出張申請サービスの積極的展開、他の行政機関等（ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、介護施設、学校、郵便局、出入国在留管理局等）との連携強化による市区町村の出張窓口の設置（臨時措置））
- (4) 住民票作成時のマイナンバーカード申請手続き整備（新生児、外国人等の住民票作成）
- (5) 取得申請事務の簡素化等（写真撮影、入力支援、平日夜間・休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等）
- (6) 電子証明書等の更新への対応

### 4. マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大

- ①デジタル・ハローワーク・サービス、②デジタル・キャンパス、③納税手続きのデジタル化、④建設キャリアアップシステムとの連携、⑤各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化、⑥公的サービス等での利用拡大、⑦マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大等の公的個人認証の利便性向上

### 5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

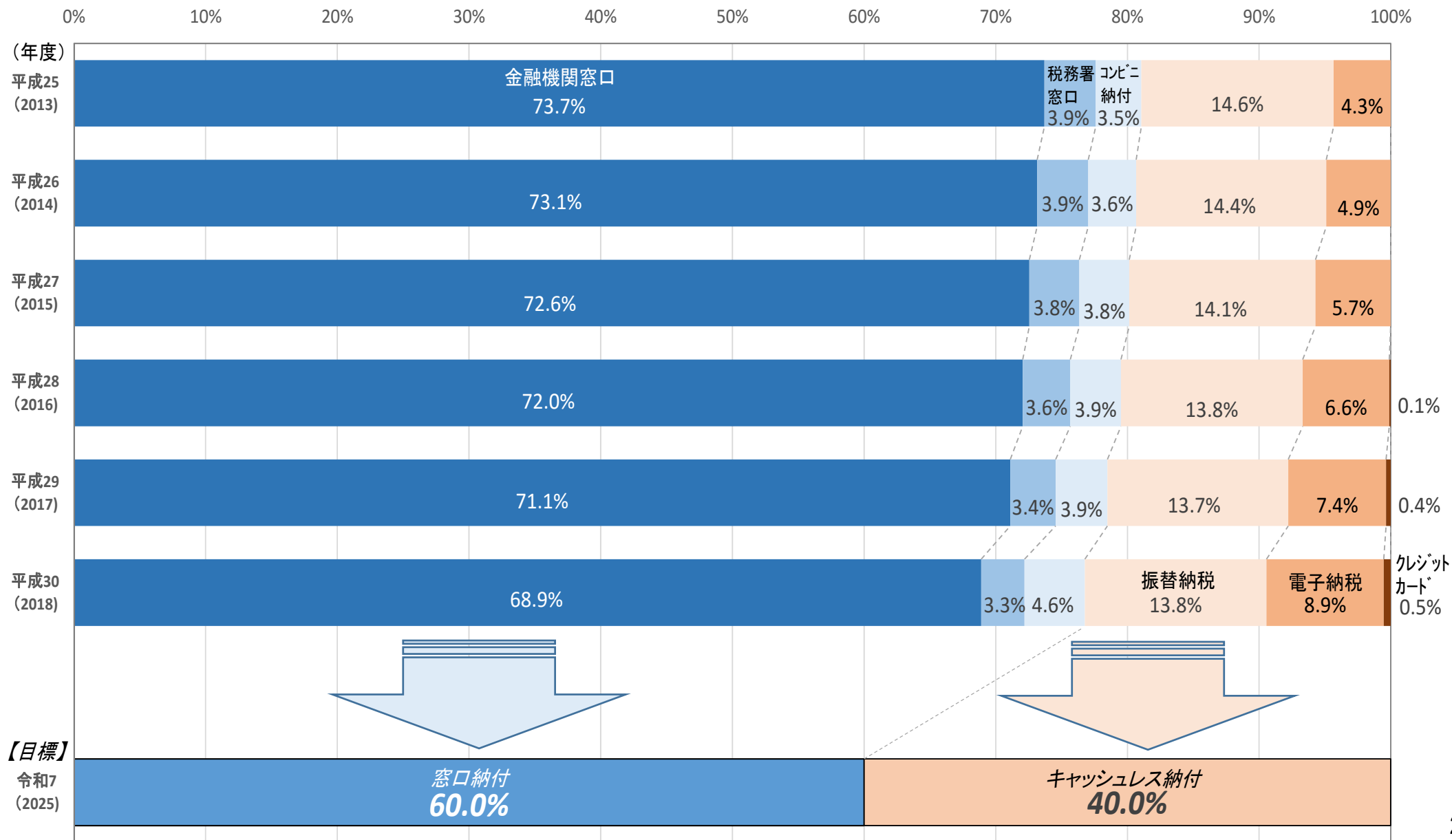
### 6. マイナンバーの利活用の推進（情報連携の推進、金融機関等との連携、行政の効率化）

## III フォローアップ等

- 真に効率的・効果的な手法により実施。内閣官房は、各府省の施策の実施状況等を定期的にフォローアップし、デジタル・ガバメント閣僚会議に報告。 20

# 納付手段別納付割合の推移等

電子納税等(キャッシュレス納付)の割合は着実に増加しており、令和7(2025)年度までにキャッシュレス納付比率4割程度を目指す

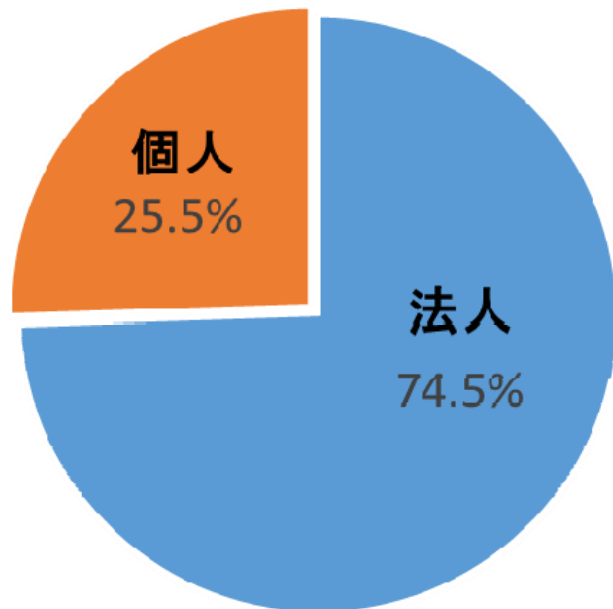




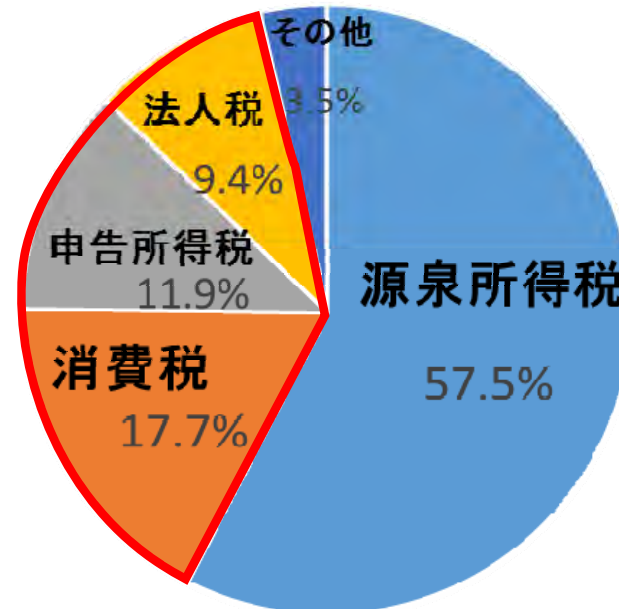
# 金融機関・税務署での窓口納付の概況

窓口で納付している納税者の電子申告割合は高く、納付も電子納税等(キャッシュレス納付)が行われるよう、  
 ①利用勧奨、広報・周知、②既存の納付手段の改善、③新たな納付手段の提供(多様化)を推進。

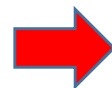
<人格別>



<税目別>



人格	電子申告割合 <sup>(注1、2)</sup>
法人 (消費税、法人税)	74.8%
個人 (消費税、申告所得税)	47.2%



税目別	電子申告割合 <sup>(注1、2)</sup>
法人税	75.6%
消費税(法人)	74.2%
申告所得税	44.7%
消費税(個人)	55.6%

(注1) 窓口納付件数のうち、電子申告利用者の割合であり、平成29年度における納付実績と申告実績(平成31年4月末時点)をマッチングさせ算出した推計値(書面申告と電子申告の両方を行っていた場合等の調整は行っていない)。

(注2) 源泉所得税は、納付時に所得税徴収高計算書の提出も併せて行うことから、窓口納付分は全て書面によるものである。



情報通信技術の進展等を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減、地方団体の課税事務の効率化等、ひいては適正かつ公平な課税の実現を図るため、地方税の電子化を進め、納税環境を整備していく。

## eLTAX等を活用した「全国統一的な対応」の充実

- 複数団体にわたって経済活動を行う者(法人)は、複数に申告・納税を行う必要から全国共通の電子インフラであるeLTAX等を活用し、全国統一的な対応・取扱いを充実させていくことが一層求められる。
- 平成22年からeLTAXにおいて、全ての地方団体が接続。eLTAXを安定かつ安全に運営するための措置(地方税共同機構の設立等)を講じつつ、令和元年10月からは統一的なシステムとして、「地方税共通納税システム」が導入され、稼働予定。
- 自動車(登録車)保有関係手続のワンストップサービス(OSS)は、令和元年度中に44団体が稼働となり、全ての都道府県での稼働に向けて引き続き取り組む。

## 法人の申告・納税の事務負担を軽減・効率化

- 従来から可能であった電子申告に加え、「地方税共通納税システム」によって、電子納税を可能とし、申告・納税の事務を一括してオンライン化することで、法人(納税義務者、特別徴収義務者)の税務事務負担を、大幅に軽減・効率化。
- 令和元年10月の地方税共通納税システムの導入をきっかけに、地方法人二税の電子申告率(平成30年度69.9%)の更なる向上を見込む。
- 固定資産税(償却資産)について、eLTAXにおける複数市町村への一括申告の拡大、納税者がエラーチェックしやすくなる機能強化等の改善を図るなど、納税者の利便性の向上を進め、電子申告しやすい環境整備に取り組む。

## ICTによる収納手段の多様化

- コンビニ納税(平成15年度改正)やクレジットカード納付(平成18年度改正)などの制度改正により、個人向け税目の収納手段の多様化が図られており、納税者の利便性は格段に向上。
- 個人向け税目については、ICTによる収納手段の多様化によって、個人が様々な方法で納税できる環境を構築することが重要。
- スマートフォンやタブレット型端末の普及など、個人を取り巻くICT環境は大きく変化している。こうした変化に対応し、また、これらの機器を活用していくことが見込まれ、更なる収納手段の多様化を推進。

## 国税・地方税間の情報連携の更なる推進

- 地方団体及び国税当局間においては、所得税申告書等や報酬、配当等の法定調書、所得税の源泉徴収義務者に関する法人情報について、eLTAXを通じて国税当局から地方団体に送信されており、これらの課税資料を活用することにより、課税の適正化に資する。
- 市区町村から国税当局に送信される扶養是正情報等のデータ送信は、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化を図る観点から一層の取組強化。
- 情報連携について、共通入力事務の重複排除や法人納税者の開業・異動時に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化等、更なる取組を推進。

## 税務手続の電子化に係る今後の取組・課題等(主なもの)

### 1. 地方税共通納税システム関係

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
地方税共通納税システムの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税の電子納税は、個別団体による対応</li> <li>・費用対効果の問題等から、地方団体ごとの電子納税の対応は普及していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・eLTAXを活用した地方税共通納税システムを導入し、全地方団体が電子納税に対応</li> <li>・対象税目は、地方法人二税等、個人住民税(給与所得・退職所得に係る特別徴収)、事業所税 【令和元年10月～】</li> <li>・成長戦略フォローアップに基づき、各税目の納税実態、課税側(地方団体)・納税側双方の意見、地方税共通納税システムの利用状況等を踏まえつつ、利用可能税目の拡大 【順次実施】</li> </ul> <p>(参考)成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日 閣議決定)</p> <p>2. フィンテック/金融分野</p> <p style="margin-left: 20px;">iv) 金・商流連携等に向けたインフラの整備</p> <p style="margin-left: 40px;">税・公金のキャッシュレス化等について、以下の取組を行う。</p> <p style="margin-left: 40px;">－地方税の電子化の推進について、2019年10月から地方法人二税等を対象に地方税共通納税システムを運用開始するとともに、地方公共団体の理解を得ながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、システムの更なる活用に関して、2019年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を得る。</p>

## 2. 電子申告等関係

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
申告データの円滑な電子提出のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方法人二税、固定資産税(償却資産)、個人住民税(特徴)等の電子申告(電子的提出)については、平成27年度までに全地方団体が対応済み</li> <li>・法人・個人事業主への更なる普及が課題</li> <li>・法人の電子申告の際の認証手続の簡便化【平成30年4月～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除【令和2年3月～】</li> <li>・添付書類の提出方法の拡充(光ディスク等による提出)【令和2年4月～】</li> <li>・国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化【令和2年4月～】</li> </ul>
企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化	<p>&lt;法人設立オンライン・ワンストップ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人設立に当たり、国税・地方税・社会保険等の各手続を個別に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記後の手続のオンライン・ワンストップ化を実現【令和元年度中】</li> <li>・登記手続も含め、全手続のオンライン・ワンストップ化を実現【令和2年度中】</li> </ul>
	<p>&lt;企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税、年金等の手続を個別に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロードマップ(※)を踏まえ、地方税については、特別徴収に係る給与所得者異動届出書等の6手続についてワンストップ化を実現【令和2年11月～】</li> <li>・「最終整理」(※)においては、クラウドを活用したワンズオンリー化や、BPRを含めた企業保有情報の新しい提出方法(例えば、クラウドに保管されている情報を各行政機関がデータ参照する仕組み)に係るシステム構築計画を推進することを検討することとされており、これらの仕組みが構築されることを前提に税務手続についても活用を検討【令和3年度後半以降～】</li> </ul> <p>(※)「最終整理」とは、「企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の最終整理(2019年(平成31年)4月18日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」をいい、「ロードマップ」とは、当該「最終整理」の別添資料をいう。</p>

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面により、特別徴収税額通知(納税義務者用)を送付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・eLTAXを利用して、特別徴収税額通知(納税義務者用)を特別徴収義務者に電子的に送信して納税義務者が取得できるようにする仕組みを構築</li> <li>・給与支払報告書(企業→市区町村)の電子的提出率の向上に併せて、特別徴収税額通知の電子的送信の拡大を検討 【順次実施】</li> </ul> <p>(参考)成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日 閣議決定)</p> <p>I. Society 5.0の実現</p> <p>5. スマート公共サービス</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>i)個人、法人による手続の自動化</p> <p>③ 税・社会保険手続の電子化・自動化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税の特別徴収税額通知書(納税義務者用)については、地方公共団体及び特別徴収義務者の理解を得ながら進めることに留意しつつ、全ての市町村における電子的通知の実現に向けて検討し、早期に結論を得る。</li> </ul>

### 3. その他

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
eLTAXの利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・eLTAXの機能改善など更なる利便性向上が課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異動届出書提出時の利用者情報への自動反映を実現</li> <li>・メッセージボックスの閲覧方法を改善(eLTAXソフトWEB版の機能拡充及びスマートフォン版の導入)</li> <li>・利用可能文字を拡大</li> <li>・eLTAX受付時間の更なる拡大 【令和元年9月～】</li> <li>・利用満足度に係るアンケートを実施 【随時実施】</li> </ul>

# 経済取引の国際化・多様化を踏まえた 適正・公平な課税の実現

(令和元年8月21日専門家会合 財務省・国税庁資料抜粋)

## 税務を取り巻く環境の変化（国際的な課税逃れ）

### 国際的な課税逃れへの国民の関心の高まり

- 経済のグローバル化の進展に伴い、個人・企業による海外取引や海外資産の保有・運用が多様化する中、いわゆる「パナマ文書」・「パラダイス文書」の公開  
(参考)いわゆる「パナマ文書」・「パラダイス文書」とは、前者はパナマを拠点とする法律事務所、後者はバミューダ諸島を拠点とする法律事務所等から流出した内部文書を国際調査報道ジャーナリスト連合(ICIJ)が入手、一部情報(顧客情報等)を公表したものの(報道ベース)
- BEPS(Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転)プロジェクト

富裕層や海外取引を行う企業による海外への資産隠し等に対する国民の関心の高まり

### 主な対応策

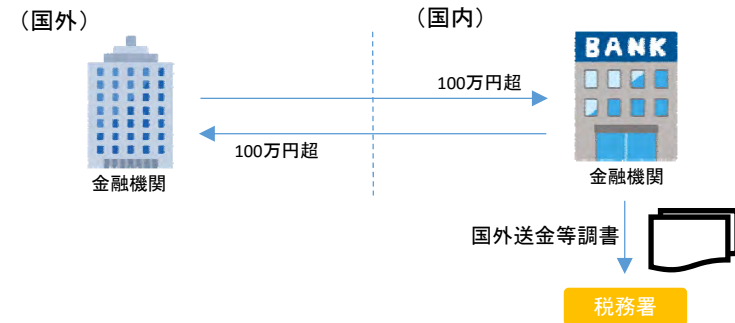
- 課税のあり方の見直し
  - ・ 国外転出時課税制度の創設(平成27年～)
  - ・ 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税方式の見直し(平成27年～)
- 情報収集
  - ・ 法定調書制度の活用  
国外送金等調書(平成10年～)、国外財産調書(平成26年～)、財産債務調書(平成28年～)等
  - ・ 税務当局間の情報交換の活用  
要請に基づく情報交換、共通報告基準(CRS)に基づく非居住者の金融口座情報の自動的情報交換(平成30年～)等
- 執行面の環境・体制整備
  - ・ 税務行政執行共助条約発効(徴収共助制度の活用等)(平成25年～)
  - ・ 国際課税関係の体制整備(定員確保等)
  - ・ 国際取引等に対する積極的な調査(重点的な事務量配分)

# 国際的な課税逃れへの主な対応（法定調書制度）

## 国外送金等調書

○金融機関を通じて国外への送金又は国外からの送金の受領を行う場合、1回当たり100万円超の送受金については、金融機関において、送金者(受領者)、送受金の金額、送金目的等を記載した調書を作成し、税務署長に提出。

○提出件数：722万件（平成29年7月～30年6月）



## 国外財産調書

○5,000万円を超える国外財産を保有(12月31日時点)する個人(居住者)に対し、当該財産の種類・価額等を記載した調書の提出を求めるもの。

○提出件数：9,551件（平成29年分）

記載例(イメージ)

令和〇年 12月31日分 国外財産調書

国外財産を有する者		住所	東京都千代田区霞が関3-1-1		
		氏名	国税 太郎		
		個人番号	0000-0000-0000		
区分	種類	用途	所在	数量	価額 円
土地		事業用	オーストラリア 〇〇州△△通り6000	200㎡ <sup>1</sup>	54,508,000
建物		事業用	オーストラリア 〇〇州△△通り6000	150㎡ <sup>1</sup>	80,000,000
預貯金	普通預金	一般用	アメリカ △△州××通り40(〇〇銀行△△支店)		23,781,989
有価証券	上場株式 〇〇Securities, Inc.	一般用	アメリカ △△州××通り321 〇〇証券△△支店	10,000株	3,000,000
					3,300,000
合計額					513,841,944

## 財産債務調書

○所得金額が2,000万円超、かつ、3億円以上の資産又は1億円以上の有価証券等を有する者(12月31日時点)に対し、その保有する財産に係る調書の提出を求めるもの。

○提出件数：73,427件（平成29年分）

記載例(イメージ)

令和〇年 12月31日分 財産債務調書

財産債務を有する者		住所	東京都千代田区霞が関3-1-1		
		氏名	国税 太郎		
		個人番号	0000-0000-0000		
区分	種類	用途	所在	数量	価額 円
土地		事業用	東京都千代田区霞が関3-1-1	250㎡ <sup>1</sup>	256,000,000
建物		事業用	東京都港区〇〇3-3-3	500㎡ <sup>1</sup>	110,000,000
現金		一般用	東京都千代田区霞が関3-1-1		1,805,384
預貯金	普通預金	事業用	東京都千代田区△△2-2-2 〇〇銀行△△支店		38,961,915
有価証券	上場株式(B社)	一般用	東京都港区××3-1-1 △△証券△△支店	5,000株	6,500,000
					6,450,000
財産の価額の合計額		780,717,299	債務の金額の合計額		23,500,000



## 国際的な課税逃れへの主な対応（税務当局間の情報交換）

### 要請に基づく情報交換

- 個別の納税者に対する調査において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、必要な情報の収集・提供を外国税務当局に要請。要請を受けた外国税務当局は自国の手続きに従い、情報保有者に情報提供を要請。
- 要請件数：766件（平成29事務年度）

### 非居住者に係る金融口座情報の自動的情報交換（CRS）

- 各国税務当局が自国の金融機関から報告される非居住者の口座情報（氏名・住所、口座残高等）を各国税務当局間で自動的に交換するため、OECDが2014年に「共通報告基準」（CRS：Common Reporting Standard）を策定・公表。これに基づく情報交換が2017年9月より開始。
- 日本は平成27年（2015年）度税制改正において金融機関による非居住者の口座情報の報告制度を整備。2018年より税務当局間での年一回の情報交換を開始。初回の情報交換において、国税庁は、日本の非居住者に係る金融口座情報89,672件を58か国・地域に提供した一方、日本の居住者に係る金融口座情報550,705件を64か国・地域から受領。

（参考）CRS情報の交換状況

（2018年10月31日時点）

	受領		提供	
	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数
アジア・大洋州	11	290,660	10	74,636
北米・中南米	13	41,915	9	6,259
欧州・NIS諸国	35	202,455	35	8,548
中東・アフリカ	5	15,675	4	229
合計	64	550,705	58	89,672

## 情報照会手続の整備（令和元年度（平成31年度）改正）

### (1) 事業者等への協力要請

現在実務上行われている事業者等に対する任意の照会について、他の法律（金商法等）の例を踏まえ、事業者等への協力要請規定を整備する。

### (2) 事業者等への報告の求め

高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形により、事業者等に対する情報照会を行うことができることとする。ただし、適正かつ慎重な運用を求める観点から、以下のとおり、照会できる場合及び照会情報を必要最小限の範囲に限定するとともに、相手方となる事業者等が不服申立てを行うことも可能とする。

#### 【イ. 照会できる場合】以下の全てを満たすこと

1. 他の方法による照会情報の収集が困難であること
2. 照会の対象となる取引について、その取引に関する申告漏れの可能性が相当程度認められること(以下の①～③のいずれかに該当する場合)
  - ① 多額の所得(年間1,000万円超)を生じうる取引を行う者について行われた税務調査の結果、半数以上の者において、その取引から生ずる所得等について申告漏れが認められた場合であって、同様の取引により多額の所得を得ていると見込まれる者の調査を実施するとき
  - ② その取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
  - ③ 経済的観点から見て通常であれば採られないような不合理な取引形態が、違法行為の存在を推認させるような場合
3. 照会の対象となる取引を行う対象者の範囲が特定できること
4. その対象者に対する調査のために行われる照会であること
5. 求める情報の範囲や回答期限の設定に当たっては、相手方の事務負担に十分に配慮すること

#### 【ロ. 照会主体】事業者等の所在地の所轄国税局長

#### 【ハ. 照会方法】書面による報告の求め(60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日まで)

#### 【ニ. 照会情報】対象者の氏名(又は名称)、住所(又は居所)、番号(個人/法人)(いずれも、保有している限度で対象とする。)

#### 【ホ. 不服申立て等】報告の求めについて、不服申立てや取消訴訟の対象として位置付け(国税通則法上「処分」として位置付け)

#### 【ヘ. 担保措置】1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(拒否等について、現行の質問検査権拒否等の場合と同様の取扱い)

(注) 上記の改正は、令和2年1月1日から施行する。

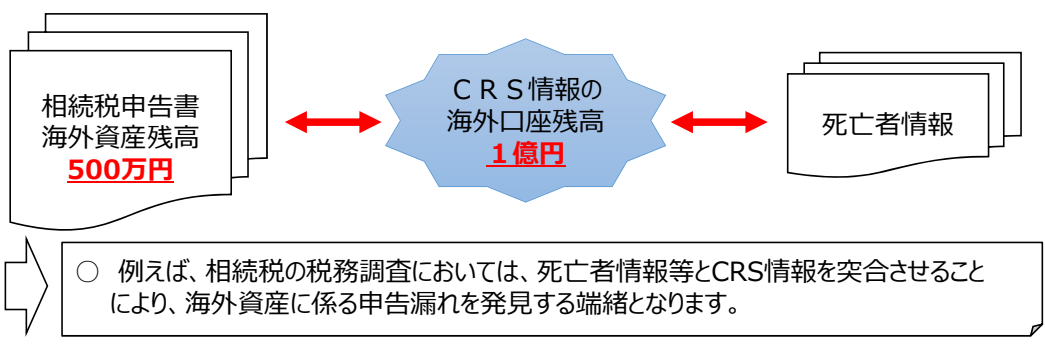
# 情報収集の拡大

## CRS情報の活用イメージ・調査事例

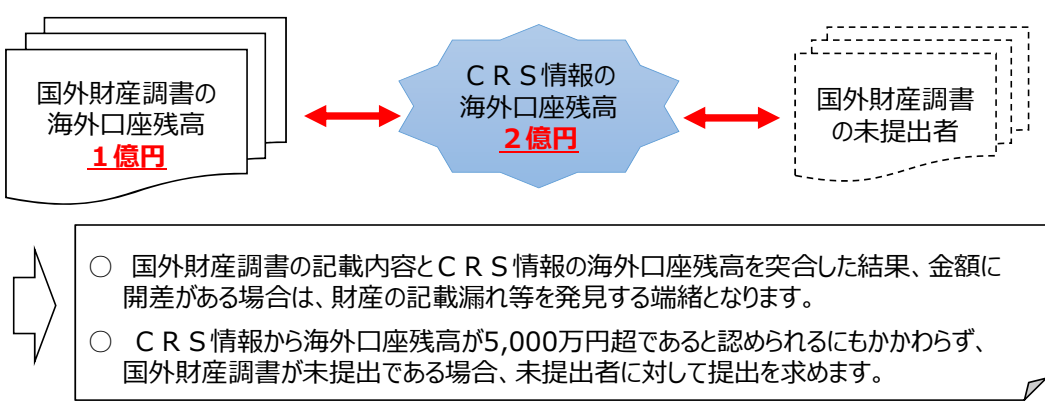
- 国税庁においては、受領したCRS情報を活用し、利子・配当等の申告漏れ、相続財産の申告漏れを把握するほか、国外送金等調書、国外財産調書、財産債務調書、その他既に保有している様々な情報と併せて分析することにより、海外取引・海外資産を的確に把握し、課税上の問題が認められる場合には確実に税務調査等を実施しています。
- また、CRS情報は富裕層及び海外取引法人等の新規把握のほか、受領した情報そのものにより、その国と何らかの経済的関係を有していたことが把握できるなど、海外への資産隠し等の検討をする上で、有益な情報となり得ます。

### ～CRS情報の活用イメージ～

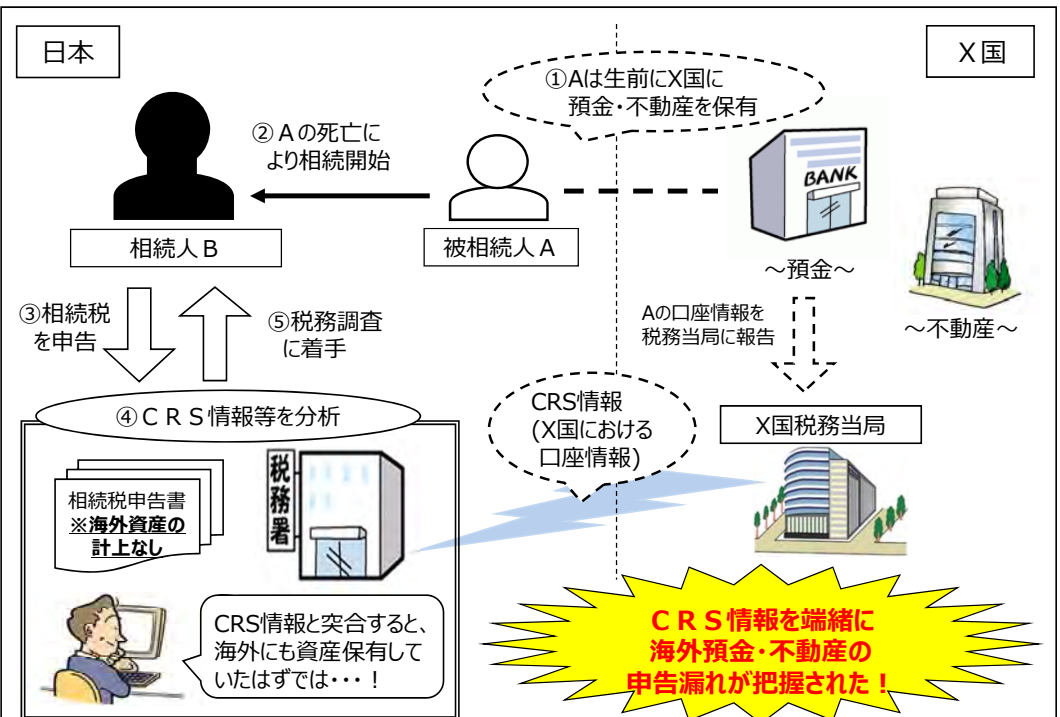
#### ～活用イメージ①（海外資産の申告漏れ）～



#### ～活用イメージ②（財産の記載漏れ等）～



### ～調査事例～



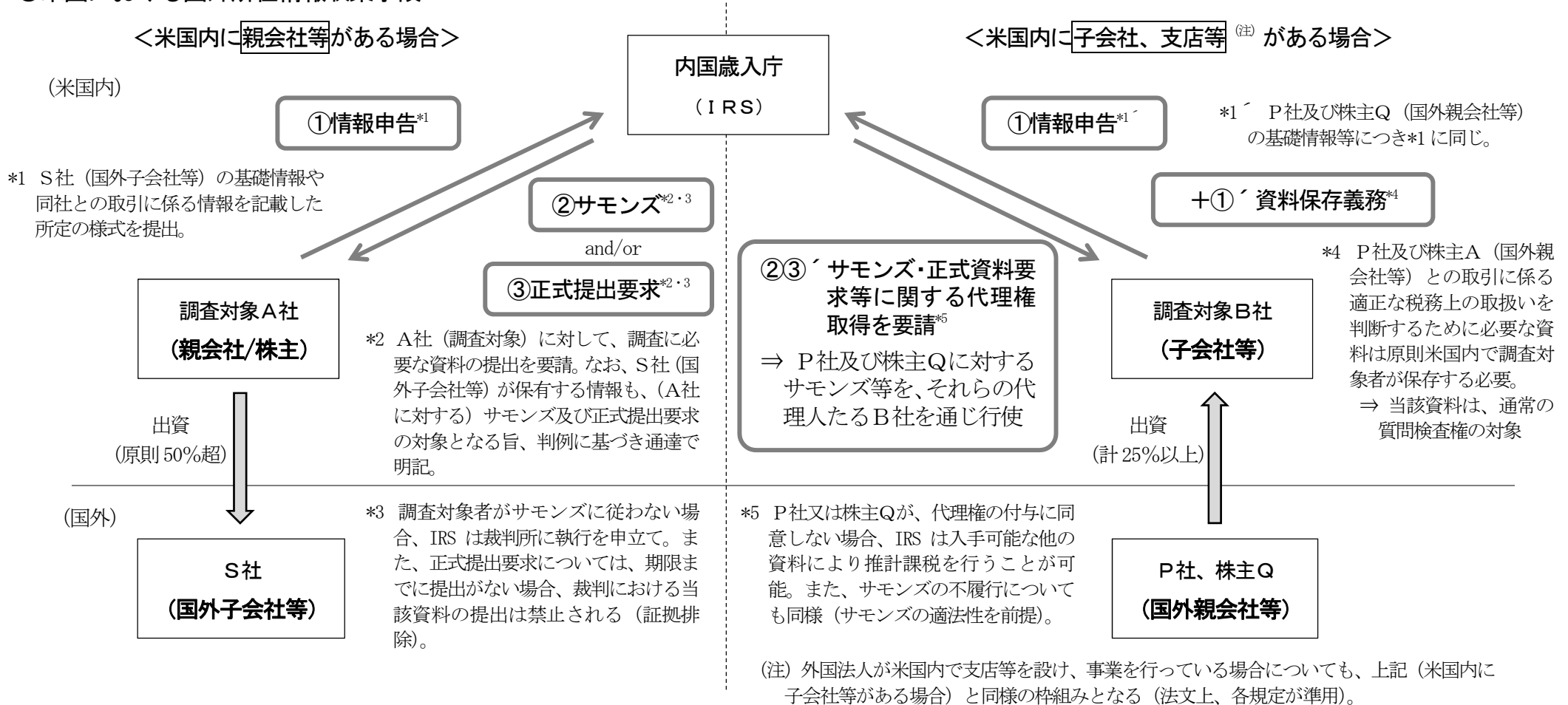
#### 【調査事例の概要】

被相続人Aの相続税申告において海外資産の計上は無かったものの、受領したCRS情報と突合すると、X国の預金の申告漏れが想定されたため、調査に着手した。調査の過程で、X国の預金が相続財産であることが判明し、さらにAが生前にX国に不動産を保有しており、当該不動産についても相続税の申告漏れがあったことが判明した。

## 諸外国における国外所在情報を収集する制度について

- 国外に所在する情報については、国際法上の執行管轄権の限界等から適時の情報入手が難しいという課題がある。
- こうした課題を踏まえ、例えば、
  - ・ 米国では、①国外関連情報の申告及び資料保存義務、②国外子会社等が保有する資料に係るサモンズ、③国外所在資料の正式提出要求等の仕組みを設けている。(下記参照)
  - ・ ドイツでは、税務調査に対する納税者の一般的な協力義務に加え、国外取引等に関する事実関係の証明に関する義務を法令で規定している。(次頁参照)

### ○米国における国外所在情報収集手段



○ドイツにおける国外取引に係る事実関係の証明義務<ドイツ租税通則法(A0)90条2項>

英文（ドイツ政府公表）	仮訳
<p>(1) Participants shall be obliged to cooperate with the authorities in establishing the facts of the case. They shall discharge this obligation in particular by the full and truthful disclosure of the facts relevant for taxation and by indicating any evidence known to them. The extent of this obligation shall be determined by the circumstances of the individual case.</p> <p>(2) Where circumstances relating to transactions effected outside the territory of application of this Code are to be established and subjected to the provisions of tax law, the participants shall clarify these circumstances and procure the necessary evidence. In doing so, they shall exhaust all legal and practical means available to them. Where there are objectively recognisable indications to assume that the taxpayer has business relations with financial institutions in a state or territory with which there is no agreement to provide information in accordance with Article 26 of the OECD Model Tax Convention on Income and on Capital in the version of 2005, or the state or the territory does not provide information to a comparable extent or is not willing to engage in a corresponding provision of information, the taxpayer shall at the revenue authority's request make a sworn statement affirming the correctness and completeness of the details provided by him and authorise the revenue authority to assert on his behalf, both in and out of court, the possible entitlement to information against the credit institutions named by the revenue authority; the sworn statement may not be compelled pursuant to section 328. A participant may not plead inability to clarify circumstances or to submit evidence when he, depending on the case, could, in structuring his circumstances, have afforded himself or have himself given the opportunity to do so.</p>	<p>(1 項) <u>納税者等は、事実の立証につき、課税当局に協力する義務を負う。納税者等はこの義務を果たすためには、把握する全ての証拠を提示し、課税に関連する事実について完全かつ信頼に足る開示をする必要がある。具体的な義務の範囲については個々の事案の状況に応じて定まるものである。</u></p> <p>(2 項) <u>本法の適用領域外で行われた取引等について、ドイツ税法の規定の対象となる場合、納税者等はこれらの取引の内容を明確にし、必要な証拠を入手しなければならない。その際には、納税者等は、法律上あるいは事実上取りうる全ての手段を使わなければならない。</u></p> <p>また、納税者等が OECD モデル租税条約第 26 条に則した情報交換の実施の合意していない国又は地域の金融機関と取引関係があることを示す客観的証拠がある場合又は、当該国又は地域が検証可能な情報を提供しないあるいは、提供しようとしていない場合、納税者等は税務当局の要求に応じ、情報の正確性および完全性を確認する宣誓書を作成し、そして裁判所の内外で、信用機関に対する情報の提供を求める代理権を税務当局に与えなければならない。ただし、本宣誓書の作成義務の不履行については、328 条以下（課徴金等の行政罰）の対象とはならない。</p> <p>納税者等は、当該取引を明確にするために情報を入手する権利を有する場合あるいは、権利を与えられる機会があったと認められる場合には、証拠を提出することができないと主張することはできない。</p>